

答申書

事件番号令和 5 年度第 1 号  
答申日令和 5 年 6 月 20 日  
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 5 年 3 月 2 日に提起した処分庁（山形県○○○○総合支庁長）における、生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日号外法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護決定（変更）処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和 5 年 2 月 9 日付けで行った生活保護申請を受けて、処分庁が令和 5 年 2 月 17 日付けで通知した保護決定（変更）処分に対し、審査請求人が、憲法、生活保護法に違反している、冬季加算・家賃が削除され侵害されている等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第 3 関係法令等の定め

法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 10 は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と規定している。

また、最低生活費及び収入充当額の具体的な内容については、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「告示」という。）、次官通知、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。）、その他関係通知において詳細に規定している。

次に、法第 24 条第 3 項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定し、同条第 9 項は、「第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と規定している。

#### 第4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

- ア 本件処分は、憲法の知る権利及び生活保護法第1条、第2条、第3条、第4条第2項、第3項、第33条第4項、第64条第4項、第66条第2項の規定に違反しており違法である。
- イ 本件処分により、行政不服審査法第7条、第8条、冬季加算、家賃が削除され侵害されている。
- ウ 処分の理由を年金額の間違い及び理由なき説明記載なしだから。

#### 第5 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見書の結論

本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

##### 2 審理段階における論点整理

審査請求人が主張する、本件処分が憲法及び生活保護法に違反し違法であるとの主張及び冬季加算、家賃が削除され侵害されているとの主張について検討する必要がある。

##### 3 審理員意見の理由

###### (1) 審理員が認定した事実

審査請求人が主張する、憲法の知る権利並びに法第1条、第2条、第3条、第4条第2項・第3項、第33条第4項及び第66条第2項については、本件処分との直接的な関連性が判然としない。また、法第64条第4項は存在しない。

次に、審査請求人は補正書に「行政不服審査 法律160号 第7条、第8条」と記載しており、これは平成28年4月1日に廃止となった旧法の各条項について記載したものと認められるが、本件処分との直接的な関連性が判然としない。

審査請求人の「冬季加算、家賃が削除され侵害されている」との主張については、令和5年2月9日を保護開始時期とする保護決定処分にかかる通知書の「4 開始の理由」に「家賃の認定による。」「冬季加算の認定による。」との記載があり、同日付で認定されたものであり、令和5年3月1日を保護変更時期とする保護変更処分においても削除された事実は認められない。なお、冬季加算及び家賃については、処分庁が弁明書の添付資料として提出した、「2月27日訪問時に使用した説明資料」及び「3月9日付け郵送した説明資料」にも記載されていることを確認した。

###### (2) 論点に対する判断

審査請求人の主張については、(1)で記載したとおり、本件処分との関連性が判然としないか、妥当性を欠くものと認められた。

### (3) 審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、補正書に、「約1年近く説明、理由なき記載なし、却下ありき却下。審査も年金機構の通知郵送したにも変わらず、間違い年金額を後出しし、基準生活費を上回ると一方的終了通知書」等と記載している。

これは、審査請求人が令和4年6月9日に審査請求を提起した、山形県〇〇〇〇総合支庁長による保護申請却下処分について述べたものと推量されることから、本件審査請求においては検討不要と考える。なお、審査請求の対象であった保護申請却下処分については、令和4年11月21日付け裁決書において、処分が取り消されている。

次に、令和5年5月6日付けで審査請求人から提出された書面の内容についても、本件処分に係る主張は含まれないため、検討は不要と考える。

### (4) 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

処分庁は、本件処分について、関係法令及び関係通知に基づき、保護の開始及び変更を決定し、審査請求人に対し通知しており、違法性又は不当性はないものと認められる。

## 第6 審査庁の判断の要旨

### 1 審査庁の判断の要旨

本件処分は、違法又は不当であるとは認められないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 諮問段階における論点整理

前記第5の2の審理段階における論点に加え、審査請求人が処分の理由を「年金額の間違い及び理由なき説明記載なし」と主張していることについて、検討が必要である。

### 3 考え方及びその理由

審査請求人が処分の理由を「年金額の間違い及び理由なき説明記載なし」と主張していることについては、本件処分において、その理由を年金額の間違いとした事実は認められない。また、処分庁は、本件処分を決定するにあたり、高齢厚生年金を認定しているが、認定された年金額は、調査結果に基づく適正な額であると認められる。年金額の間違いという事実はないため、その理由を記載していないことは当然のことと認められる。

なお、法第24条において、決定を通知する書面に決定の理由を付すことと規定されており、処分庁は、保護決定（変更）通知書に「開始の理由」及び「変更の理由」を適正に記載していると認められる。

また、関係法令等において、生活保護申請者や被保護者への説明義務について規定したものはないが、処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人に対し、保護費の計

算方法等について資料により詳細な説明を行っていたと認められる。

このほか、前記第5の2の審理段階における論点に対する判断、審査請求人のその他の主張等及び審査請求人の主張以外の違法性又は不当性については、前記第5の3の審理員意見の理由と同旨である。

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

### 2 論点整理

審査請求人の、本件処分が憲法及び生活保護法に違反し違法であるとの主張、冬季加算、家賃が削除され侵害されているとの主張及び処分の理由を「年金額の間違い及び理由なき説明記載なしだから」との主張について検討が必要である。

### 3 本件処分について

(1) 審査請求人が主張する、憲法の知る権利、法第1条、第2条、第3条、第4条第2項・第3項、第33条第4項及び第66条第2項については、本件処分との直接的な関連性は認められない。

次に、審査請求人の「冬季加算、家賃が削除され侵害されている」との主張については、令和5年2月9日を保護開始時期とする保護決定処分にかかる通知書の「4開始の理由」に「家賃の認定による。」「冬季加算の認定による。」との記載があり、同日付で認定されたものであり、令和5年3月1日を保護変更時期とする保護変更処分においても削除された事実は認められない。

審査請求人の処分の理由を「年金額の間違い及び理由なき説明記載なしだから」との主張については、本件処分において、その理由を年金額の間違いとした事実は認められない。また、処分庁は、本件処分を決定するにあたり、老齢厚生年金を認定しているが、認定された年金額は、調査結果に基づく適正な額であると認められる。年金額の間違いという事実はないため、その理由を記載していないことは当然のことと認められる。

なお、法第24条において、決定を通知する書面に決定の理由を付すことと規定されており、処分庁は、保護決定（変更）通知書に「開始の理由」及び「変更の理由」を適正に記載していると認められる。

また、関係法令等において、生活保護申請者や被保護者への説明義務について規定したものはないが、処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人に対し、保護費の計算方法等について資料により詳細な説明を行っていたと認められる。

(2) 以上により、審査請求人の主張は、本件処分と関連がないか、妥当性を欠くものと

認められる。

(3) 審査請求人が主張する内容のほか、本件処分における保護費の算定及び手続きについて、処分庁は、関係法令及び関係通知に基づき、保護の開始及び変更を決定し、その理由を適正に記載して審査請求人に対し通知しており、違法又は不当な点はないものと認められる。

#### 4 結論

以上のおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫